

令和 7 年度加美町職員採用試験案内

令和 8 年 4 月採用予定の上級（大学卒業程度）及び社会人経験者の加美町職員採用試験を次により実施します。

1. 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級 (大学卒業程度)	行 政	若干名	町長部局、教育委員会事務局等に勤務し、庶務・経理、企画立案、調査、指導、折衝、窓口業務等の一般行政業務に従事します。
	保健師	若干名	高齢障害福祉課、保険健康課、こども家庭課、地域包括支援センター等に勤務し、健康相談、保健指導等の業務に従事します。
社会人経験者	行 政	若干名	町長部局、教育委員会事務局等に勤務し、庶務・経理、企画立案、調査、指導、折衝、窓口業務等の一般行政業務に従事します。

(注) 採用予定人員は、現時点での予定であり、今後変更になることがあります。

2. 受験資格

下記（１）の資格を有し、（２）の欠格事項のいずれにも該当しない者であれば受験できます。

（１）資格

試験区分	職 種	受 験 資 格
上 級	行 政	昭和 6 1 年 4 月 2 日から平成 1 6 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学校教育法等による大学（短期大学を除く）を卒業した者、もしくは令和 8 年 3 月までに卒業する見込みの者
	保健師	昭和 6 1 年 4 月 2 日以降に生まれた者で、保健師の資格を有する者、又は令和 8 年 3 月までに当該資格を取得する見込みの者

社会人経験者	行政	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、直近7年間（平成30年5月1日から令和7年4月30日まで）において、民間企業等での勤務経験（※）年数が通算して4年以上有する者
	※職務経験期間について 職務経験には、会社員、公務員、自営業者等として週30時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します。休業等（傷病休暇・休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。 ※在職証明書について 第二次試験時において、職務経験期間等の確認のため、在職証明書等を提出していただきます。職務経験期間が証明できない場合や職務経験年数が受験資格に満たない場合は第二次試験を受験することができません。	

（2）欠格事項

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者、その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ 加美町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- エ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3. 試験の方法

試験は第一次試験、第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者に対してのみ行います。

（1）第一次試験

試験	試験区分及び職種	方 法
教養試験 (120分)	上級－行政 上級－保健師	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験を行います。
	社会人経験者－行政	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能について5肢択一式による筆記試験を行います。 ※上記の上級より簡易な内容の教養試験です。

性格特性検査 (20分)	上級－行 政 上級－保健師 社会人経験者－行政	職務遂行に必要な適性について検査します。
専門試験 (90分)	上級－保健師	保健師の専門的知識について5肢択一式による筆記試験を行います。

(2) 第二次試験

試 験	方 法
作文試験 (60分)	文章による表現力、内容構成等の能力について、作文による筆記試験を行います。
口述試験	試験区分（職種）ごとの集団口述試験および、個人口述試験により、主として人物について試験を行います。
資格調査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の 真否等について調査します。

4. 試験日及び場所

区 分	第一次試験	第二次試験
日 時	令和7年7月13日（日） 受付：午前9時～9時40分 試験：午前10時	令和7年9月3日（水） ※ 詳細については、第一次 試験合格者に通知します。
場 所	宮城県自治会館 仙台市青葉区上杉一丁目2番3号	
備 考	災害の影響等により試験会場や開始日時を変更する場合は、 加美町公式ホームページでお知らせします。 加美町公式ホームページ：https://www.town.kami.miyagi.jp/	

5. 合格者の発表

- (1) 第一次試験合格者の発表は、令和7年8月13日（水）に加美町役場前（小野田支所、宮崎支所含む）掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。
- (2) 最終合格者の発表は、令和7年9月12日（金）に加美町役場前（小野田支所、宮崎支所含む）掲示板への掲示及び加美町公式ホームページに掲載するほか、受験者に通知します。

なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6. 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、その中から採用される者を決定します。
したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- (2) 採用は「令和8年4月1日」の予定です。
- (3) 資格取得見込みを要件として採用が決定された者が所定の時期までに資格を取得できなかった場合は、採用決定を取り消します。

7. 給与

- (1) 上級の新卒者の初任給は、おおむね次のとおりです。
なお、学歴や職歴により、条例に定める給料表の級号俸を上位に決定する場合があります。

試験区分	職 種	初任給（現行額） ※改定される場合があります。
上 級	行 政	220,000円
	保健師	

- (2) 社会人経験者の初任給は、提出していただいた在職証明書等に基づき、職務経験の内容に応じて任命権者が個別に決定しますが、民間企業等における職務経験年数に応じた初任給の例としては、下記の表のとおりとなります。なお、学歴や職歴により、条例に定める給料表の級号俸を上位に決定する場合があります。

民間企業における勤務期間	初任給（現行額） ※改定される場合があります。
民間企業 8年（採用時30歳）	243,800円
民間企業13年（採用時35歳）	248,500円
民間企業18年（採用時40歳）	252,100円

※上記の例は、あくまで、大学（4年制）卒業直後に民間企業等で正社員として採用され、職務経験年数の全てが、採用後の行政事務における本町の職務に直接役立つと認められる場合の例ですので、職務経験等によってはこれを下回る場合があります。（民間企業等での職務経験年数のすべてが初任給に反映されるものではありません。）

- (3) 上記（1）または（2）のほか、給与条例等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が、それぞれの要件により支給されます。

8. 受験の手続き

(1) 受験申込書の請求

ア 来庁して請求する場合

次のいずれかの場所でお受け取りください。

- ①加美町役場総務課人事給与係
- ②小野田支所
- ③宮崎支所

イ 郵送で請求する場合

封筒の表に「職員採用統一試験受験申込書請求」及び受験する職種を朱書きし、返信用封筒（①封筒サイズ：角2（A4判が折らずに入る大きさの封筒）

②140円切手貼付 ③宛先明記）を同封のうえ加美町役場 総務課 人事給与係へ請求してください。

【受験する職種が「保健師」である場合の封筒表への朱書き例】

職員採用統一試験受験申込書請求（保健師）

(2) 受験申込受付期間等

ア 受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月9日（月）まで

イ 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所

加美町役場総務課人事給与係

エ 郵便申込の場合

令和7年6月9日（月）必着です。

「簡易書留郵便」等の確実な方法により郵送してください。

(3) 提出書類等

ア 受験申込書（所定の受験申込書を使用すること。）

受験申込書に必要事項を記入し、所定の箇所に顔写真を貼付して下さい。顔写真が貼付されていない場合は、受付できません。

イ 受験料

無料

ウ 返信用封筒（郵送で申し込む場合のみ必要）

郵送で申し込む場合は、受験票を返送しますので、返信用封筒

（①封筒サイズ：長3 ②110円切手貼付 ③宛先明記）を同封して下さい。

9. その他

(1) 受験申込書を受理した後、受験者に受験票を交付します。試験日当日に忘れずに持参してください。

(2) この試験についての問い合わせは、加美町役場 総務課 人事給与係までご連絡下さい。

郵送で問い合わせる場合は、宛先明記の往復ハガキを使用するか、返信用封筒

（①封筒サイズ：長3 ②110円切手貼付 ③宛先明記）を同封して下さい。

【受験申込書の請求先／提出先／試験に関する問い合わせ先】

所在地 〒981-4292

宮城県加美郡加美町字西田三番5番地

担 当 加美町役場 総務課 人事給与係

電 話 0229-63-3111